

債権法改正・相続法改正完全対応版

『リアリスティック民法』

出版記念講演会

～債権法改正・相続法改正のポイントはこれだ～

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

【判明している誤植】

	誤 (×)	正 (○)
II P57 / 13行目	物権です。	物権」です。

1 可決成立日 公布日 施行日

	可決成立日	公布日	施行日
1. 債権法	2017年5月26日	2017年6月2日	2020年4月1日
2. 相続法	2018年7月6日	2018年7月13日	【原則】 2019年7月1日 【例外】 ①自筆証書遺言の要件の緩和(新民法968条, 970条2項, 982条) → 2019年1月13日 ②配偶者居住権・配偶者短期居住権(新民法1028条～1041条) → 2020年4月1日 ③債権法改正の影響のある規定(新民法998条, 1000条の削除, 1025条ただし書) → 2020年4月1日
3. 成年年齢	2018年6月13日	2018年6月20日	2022年4月1日

2 改正の影響

	項目	ページ数(本文のみ)		影響
		初版	改正対応版	
I	全体	261ページ	265ページ	あり
	第1編 民法の世界	30ページ	30ページ	なし
	第2編 総則	231ページ	235ページ	あり
II	全体	331ページ	337ページ	ほとんどなし
	第3編 物権総論	158ページ	160ページ	ほとんどなし
	第4編 担保物権	173ページ	177ページ	ほとんどなし
III	全体	529ページ	582ページ	大きい
	第5編 債権総論	154ページ	176ページ	大きい
	第6編 契約総論	40ページ	46ページ	大きい
	第7編 契約各論	110ページ	116ページ	大きい
	第8編 法定債権関係	36ページ	36ページ	ほとんどなし
	第9編 親族	98ページ	102ページ	ほとんどなし
	第10編 相続	91ページ	106ページ	あり

cf. 初版から追加した主な判例

	項目	分野	該当ページ	判例
I	第1編 民法の世界			
	第2編 総則	通謀虚偽表示	P125 の ex.	最判昭 47. 11. 28
		表見代理	P184 の i	最判昭 35. 2. 19
II	第3編 物権総論	即時取得	P59 (e)	最判昭 26. 11. 27
			P60 (g)	最判平 12. 6. 27
		混同	P67～68 の i	最判昭 46. 10. 14
	第4編 担保物権	留置権	P180～181 ③	最判平 9. 7. 3
		抵当権	P296～297 (iii)	最判昭 60. 5. 23
			P301 (b)	最判平 7. 6. 23
		譲渡担保	P319～320 の 3.	最判平 18. 2. 7
			P322 (3)	最判平 19. 2. 15
			P323※	最判昭 61. 7. 15
			P325～326 (b)	最決平 22. 12. 2
			P326 (2)	最判平 6. 9. 8
	P331※	最判平 18. 10. 20		
	III	第5編 債権総論	弁済	P153～154
相殺			P167～168 (b)	最判平 25. 2. 28
第6編 契約総論				
第7編 契約各論				
第8編 法定債権関係		不法行為	P358～359 (c)	最判昭 63. 4. 21
				最判平 4. 6. 25
				最判平 8. 10. 29
第9編 親族		嫡出子	P420～421 (a)	最判平 10. 8. 31
				最判平 12. 3. 14
				最判平 26. 7. 17
	最決平 25. 12. 10			
	認知	P426～427 (e)	最判平 26. 1. 14	
	生殖補助医療	P431 の 1.	最判平 18. 9. 4	
		P431 の 2.	最決平 19. 3. 23	
	養子	P433～434 の i	最判平 29. 1. 31	
親権	P465⑥	最判昭 43. 10. 8		
第10編 相続	遺言	P535 (4)	最判平 28. 6. 3	

3 改正の趣旨

1. 債権法

民法のうち債権関係の規定（契約等）は、明治 29 年（1896 年）に民法が制定された後、約 120 年間ほとんど改正がされていませんでした。今回の改正は、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、①社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、②民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化することとしたものです。

（法務省）

*下線および①②は松本が追加

2. 相続法

民法のうち相続法の分野については、昭和 55 年以来、実質的に大きな見直しはされてきませんでしたが、その間にも、社会の高齢化が更に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていました。

今回の相続法の見直しは、このような社会経済情勢の変化に対応するものであり、①残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれています。②このほかにも、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正項目を盛り込んでおります。

（法務省）

*下線および①②は松本が追加

①進む高齢化社会に対応するため、被相続人の高齢である配偶者の保護をはかる

②相続での実務上の問題をできる限り減らす

3. 成年年齢

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つものですが、この年齢は、明治29年(1896年)に民法が制定されて以来、20歳と定められてきました。これは、明治9年の太政官布告を引き継いだものといわれています。

成年年齢の見直しは、明治9年の太政官布告以来、約140年ぶりであり、①18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられます。

また、女性の婚姻開始年齢は16歳と定められており、18歳とされる男性の婚姻開始年齢と異なっていましたが、今回の改正では、②女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとしています。

このほか、年齢要件を定める他の法令についても、必要に応じて18歳に引き下げるなどの改正を行っています。

(法務省)

*下線および①②は松本が追加

4 改正点の記載方法

1. 債権法
2. 相続法

この2つの改正の改正点については、ページの余白に **改正** **新設** **明文化** のマークをつけています。

改正前の規定は「旧民法」、改正後の規定は「新民法」と表記しています。なお、条文番号が変わっただけ、2項が加わり「1項」となっただけ、内容の変更がないが条文の表現が改められたりなどの条文についても、「新民法」と表記しています。よって、内容の変更があるかは、**改正** **新設** **明文化** のマークがついているかで判断してください。また、内容の変更がある箇所については「平成29年に改正されました。」「平成29年の改正で新設されました。」「平成29年の改正で明文化されました。」などと説明しています。

3. 成年年齢

この改正については、以下のように注記をつけ、表記を「改正民法」としています。

*2022年4月1日から、18歳未満の者が未成年者とされます(改正民法4条)。

5 『リアリスティック』シリーズの使い方

テキストでアウトプット

松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える 50 の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士 5 ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5 ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅰ [総則] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ [債権・親族・相続] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）
	記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）
『司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）		
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ https://sihousyosisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階
穴吹カレッジキャリアアップスクール内 TEL086-236-0335